

答 申 情 第 7 2 号

平成 2 9 年 1 1 月 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 3 月 2 8 日付け都建審第 8 8 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都市特定優良賃貸住宅の建築計画概要書の不存在による非公開決定事案 (諮問情第 1 0 4 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年2月24日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例第6条第1項の規定により、以下の公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

京都市特定優良賃貸住宅 ○○団地の建築計画概要書

通知年月日 平成9年△△月△△日

通知番号 H09適建京市■■■号

建築主 京都市住宅供給公社

所在地 ●●

用途 共同住宅

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年3月8日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

計画通知に係る必要図書として建築計画概要書が規定されておらず（平成9年当時の建築基準法施行規則）、建築主は建築計画概要書を本市に提出する義務はなかった。

本件において、建築主は建築計画概要書を提出しておらず、本市は当該文書を取得していないため。

- (3) 審査請求人は、平成29年3月14日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

京都市特定優良賃貸住宅〇〇団地の建築計画概要書である。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 建築計画概要書は、建築物の建築等を行おうとする建築主が、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく建築確認を申請するに当たって、提出が必要な図書である。

本件請求文書に係る建築物の建築主は京都市住宅供給公社であるため、同公社に建築基準法上の手続義務が課せられることになるが、地方住宅供給公社法施行令第2条第1項の規定により、同公社は、本市とみなされ、建築基準法第18条の規定を準用することから、建築確認の申請は不要であるが、計画通知が必要である。

計画通知とは、建築主が公共機関の場合における、建築確認に代わる手続である。建築基準法第18条第2項により「第6条第1項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。」とされており、同公社は、建築工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知した。

現在、計画通知には、建築基準法施行規則第8条の2第1項により準用される同規則第1条の3第1項第2号に基づき、建築計画概要書を添付することとされているが、京都市特定優良賃貸住宅〇〇団地が計画されていた平成9年においては、計画通知に係る必要図書として建築計画概要書が規定されておらず（平成9年当時の建築基準法施行規則）、建築主は建築計画概要書を本市に提出する義務はなかった。

したがって、本件において、建築主は建築計画概要書を提出しておらず、本市は当該概要書を取得していないため、本件処分を行った。

イ 本件請求については、平成26年11月6日に同様の公文書公開請求がなされており、当該請求に対して不存在による非公開決定処分をし、当該決定に対する異議申立てを棄却している。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 埋蔵文化財包蔵地に該当する敷地の建築計画に対しては、確認申請事前調査報告として請求対象公文書の提出を受けてきた。本件請求対象公文書を不存在とする理由は根拠がない。

(2) 本件請求対象の〇〇団地の敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地として試掘中にそれまで不明とされていた▲▲が初めて発掘されるという画期的な成果が得られた。

上記は、貴第1部会に前回の情報公開請求に係る異議申立時に平成27年3月18日付意見書として、「京都市内遺跡試掘調査概報平成9年度」を添付提出したとおりです。

(3) この度は、新たな事実、新たな根拠に基づく請求として、建築審査課が保有する確認申請受付台帳平成9年度（以下「平成9年度受付台帳」という。）における計画通知申請の受付番号◇の欄が〇〇団地に該当し、受付年月日：平成9年◆◆月◆◆日、通知月日；△△月△△日の行の右から二つ目の欄に記載のFD・公庫・中に【FD】と記載されることから、これは、本件請求対象公文書（埋蔵文化財試掘調査のために文化市民局文化財保護課に提出した建築計画概要書）が【FD】（フロッピーディスク）により、諮問庁に保存されることを示す。（資料1、平成9年度受付台帳 受付年月日：平成9年◆◆月◆◆日欄のとおり。）

(4) 尚、不明の点は、本件の〇〇団地の平成9年△△月△△日付 建築基準法18条3項による適合する旨の通知書を作成交付した当時の建築主事、◎◎氏にお問い合わせ下さい。（資料3、〇〇団地の建築基準法18条3項による適合する旨の通知書のとおり。）

(5) 以上により、本件請求対象公文書を不存在とする理由は、理由齟齬がある。本件処分は、取消しされるべきである。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

京都市特定優良賃貸住宅〇〇団地の建築計画概要書であると認められる。

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は、次のとおり主張する。

(ア) 埋蔵文化財包蔵地に該当する敷地の建築計画に対しては、確認申請事前調査報告として請求対象公文書の提出を受けてきた。本件請求対象公文書を不存在とする理由は根拠がない。

(イ) 本件請求対象の〇〇団地の敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地として試掘中にそれまで不明とされていた▲▲が初めて発掘されるという画期的な成果が得られた。

上記は、貴第1部会に前回の情報公開請求に係る異議申立時に平成27年3月18日付意見書として、「京都市内遺跡試掘調査概報平成9年度」を添付提出したとおりです。

イ 諮問庁は、「京都市特定優良賃貸住宅〇〇団地が計画されていた平成9年においては、計画通知に係る必要図書として建築計画概要書が規定されておらず（平成9年当時の建築基準法施行規則）、建築主は建築計画概要書を本市に提出する義務はなかった。したがって、本件において、建築主は建築計画概要書を提出しておらず、本市は当該概要書を取得していないため、本件処分を行った。」と主張する。

ウ これまでから、審査請求人は、上記6(1)と同一の文書を求める請求を行っており、当該請求に対して諮問庁は、不存在による非公開決定を行っている。この決定に対する異議申立て事案について、当審査会は平成27年7月13日付けで答申第46号及び同第47号の答申を行った。そのいずれにおいても、不存在による非公開決定は妥当であるとの判断を行っており、また上記6(2)ア及びイの双方の主張は、従来の主張の繰り返しであると認められる。

エ また、審査請求人は、新たな事実と新たな根拠であるとの認識の下で、次のとおり主張する。

建築審査課が保有する平成9年度受付台帳における計画通知申請の受付番号◇の欄が〇〇団地に該当し、受付年月日：平成9年◆◆月◆◆日、通知月日；△△月△△日の行の右から二つ目の欄に記載のFD・公庫・中に【FD】と記載されることから、これは、本件請求対象公文書（埋蔵文化財試掘調査のために文化市民局文化財保護課に提出した建築計画概要書）が【FD】（フロッピーディスク）により、諮問庁に保存されることを示す。（平成9年度受付台帳 受付年月日：平成9年◆◆月◆◆日欄のとおり。）

オ 当審査会が、審査請求人から提出された反論書資料である平成9年度受付台帳を確認したところ、審査請求人が主張しているとおり、受付番号◇の行の右から二つ目の欄に「FD・公庫・中」との印字があることが認められる。

カ 「FD」との印字について、当審査会が諮問庁に説明を求めたところ、「確認申請の手續に当たっては、紙媒体によって申請を受けるケースと、フロッピーディスクにデータを入れて申請を受けるケースがあるため、これらの種別を平成9年度受付台帳上で判別できるよう、例えば、フロッピーディスクにより申請された場合に、「FD」の部分に丸を付けて管理している。」とのことであった。

キ 当審査会が平成9年度受付台帳の受付番号◇の行を確認したところ、各欄には、手書きで記載されている欄と、あらかじめ文字が印刷されている欄がある。例えば、「建築場所」を記載する欄であれば、当該欄には建築物ごとの異なる住所が記載されることから、申請の都度、手書きで記載される。

一方、「FD」等の欄は、あらかじめ文字が印刷されていることからすると、当該欄はそれぞれの事項に該当するか否かの定型的な事項を丸などのしるしを付けることにより示す欄であることは容易に推察される。したがって、当該「FD」との印字に丸が付いていないことは、申請が紙媒体で提出されたことを示しているにすぎず、当該「FD」との印字をもって、「建築計画概要書がフロッピーディスクにより、諮問庁に保存されていることを示す。」との審査請求人の主張は認められない。

そもそも、仮に当該「FD」に丸が付いていたとしても、申請の際に必要な書類がフロッピーディスクで提出されたことを示すものであって、建築計画概要書の存否を示すものではない。

ク したがって、当審査会は、本件審査請求において、双方の主張からこれまでの判断を変更すべき特段の事情も認められないことから、本件請求に係る公文書が存在しないとの諮問庁の主張は不合理なものではないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 3月28日 諮問
4月27日 諮問庁からの弁明書の提出
8月 7日 審査請求人からの反論書の提出
8月30日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成29年度第5回会議）
9月28日 審査請求人の口頭意見陳述（平成29年第6回会議）
11月 2日 審議（平成29年度第7回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）